

請負工事契約および変更内容

課 名 下水道課

担当業務 計画

契約名	農業集落排水施設機能強化設計業務(その1)		
施行場所	安来市九重町外	概要	処理施設実施設計業務 一式
種別及び概要	種別 実施設計業務		
随意契約の理由	別紙のとおり		
契約の相手方	所在地 名称 代表者	松江市黒田町432-1 島根県土地改良事業団体連合会 会長 長岡 秀人	
契約金額	1,620,000円	着手 契約締結日の翌日	完成 平成27年12月15日

第 回	変更金額	変更前	変更後
	1 変更理由		
	工期	変更前	変更後

第 回	変更金額	変更前	変更後
	2 変更理由		
	工期	変更前	変更後

第 回	変更金額	変更前	変更後
	3 変更理由		
	工期	変更前	変更後

第 回	変更金額	変更前 円	変更後 円
	4 変更理由		
	工期	変更前 平成 年 月 日	変更後 平成 年 月 日

随意契約理由書

本業務は、農業集落排水施設機能強化の実施設計を行う業務であり、下記の理由により島根県土地改良事業団体連合会(以下「連合会」という)と随意契約を行う。

記

1. 連合会は、農業集落排水施設調査計画業務(計画概要書作成)を受託しており、施設の状況や設計の内容を熟知している。本業務においては、これらの関連性、計画諸元値などの整合性が最も重要であり、一括した業務責任を持たせることができる。

2. 連合会は農林水産大臣の許可を得た法人格(土地改良法第111条の3)を有した営利を目的としない団体(土地改良法第111条の4)であり、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的としている団体(土地改良法第111条の2)であり、会員(市町村、土地改良区)の行う土地改良事業に関する技術的な指導、その他の援助を事業としている(土地改良法第111条の9)ことから、島根県及び市町村と同じ基準の歩掛や積算単価等が島根県農林水産部及び土木部より正式に貸与されており、公共性・信掃性・中立性が確保されている。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」により随意契約を行うもの。